

重点支援企業の選定基準（案）

令和 7 年 6 月 23 日

中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ

各地域において関係府省庁が一体となって重点的に支援を行う対象となる「重点支援企業」（名称・ロゴマークについては今後検討）を、以下のとおり選定する。

■ 選定対象・企業数

- 地域経済への波及効果の大きな企業※を対象とする（大企業及びその関連企業を除く）。

※売上高 10 億円以上・従業員数 2,000 人以下の企業から選定する。

- 都道府県ごとに十数者～数十者程度、全国で 1,000～1,500 者程度を選定・公表する。

■ 選定指標

- 地域経済への波及効果に鑑み、都道府県における域外販売額・域内仕入額シェアの高さとその伸び率（過去 3 年間の年平均成長率）を指標とする。
- 雇用については、量的な比較ではなく、良質な雇用への貢献を勘案する（くるみん、えるぼし、健康経営優良法人の認証状況を考慮する）。

■ 選定プロセス

- 民間調査会社が保有するデータベースを参照しつつ、支援の必要性に鑑み、業所管省庁と協議して選定する。

（選定プロセスにおける留意点）

- 民間調査会社がデータを保有していない企業が存在する可能性があるため、データの補完方法を検討する。
- 決算状況が確認できない、債務超過となっている等の企業は、あらかじめ除外した上で、選定を行う。
- 一部の業種において域外販売額・域内仕入額が大きくなりやすい傾向にあるため、選定においては、各都道府県の業種割合等を踏まえて選定を行う。
- 「支援の必要性」については、経営の自律性が乏しい企業ではないか等を踏まえて判断する。

■ 支援期間

- 選定後は、5 年間※を目安として、重点支援を行う。

※2 年程度で、選定企業全社に対してコンシェルジュ支援（企業訪問を行い、支援ニーズに一元的に対応）を実施。その後、3 年目を目途に中間的な効果検証を行う。